上馬伏分隊車庫解体工事

図　　面　　目　　録	
図面番号	図面名称
A- 01	表紙・図面目録
A- 02	特記仕様書(1)
A- 03	特記仕様書(2)
A- 04	特記仕様書(3)
A- 05	附近見取図・平面図・立面図・断面図

備　考	株式会社　建綜研	門真市 まちづくり部 公共建築課	図面名称	表紙・図面目録	縮　尺	-	図面番号
サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)	一級建築士事務所　大阪府知事登録（ヌ）第8143号 一級建築士　大臣登録　第84812号　門内　穂		工事名称	上馬伏分隊車庫解体工事	日　付	R8.7	A-01

建　築　工　事　特　記　仕　様　書　（　解　体　）

Ⅰ　工　事　概　要
1　工事番号・名称　**上馬伏分隊車庫解体工事**
2　工　事　場　所　**大阪府門真市城垣町２**
3　用途地域等
　都市計画区域（⊙　内　・　外）　用途地域（第二種中高層住居専用地域　　）
　防火地域等（・　防火　⊙　準防火　・　指定なし　・　２２条　）
　その他の地域・地区（防災街区整備地区計画（北東部地区）、居住誘導区域　　）
4　主　要　用　途　**車庫**
5　敷　地　面　積　24.13㎡
6　工　事　の　概　要
　・建築物等撤去工事（図面記載の対象建築物等は全て撤去処分）
　・上記に伴う電気設備撤去
　・
　・
　・
　・

7　別　途　工　事

8　そ　の　他

9　特記仕様書の範囲
　特記仕様書は、本特記仕様書のほか以下の○印もので構成する。
　・　構造特記仕様書　　・　外構工事特記仕様書　　・　植栽工事特記仕様書
　・　解体工事特記仕様書　　・　電気設備工事特記仕様書　　・　機械設備工事特記仕様書
　・　　・

Ⅱ　建　築　工　事　仕　様
1．共通仕様
　図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築物解体工事共通仕様書（最新版）」（以下、「解体共通仕様書」という。）による。
　ただし，解体共通仕様書に記載されていない事項は，「公共建築改修工事標準仕様書（最新版）（以下「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築工事標準仕様書(最新年版）」（以下「標準仕様書」という。）による。

2．特記仕様
　1）項目は、番号に◯印のついたものを適用する。
　2）特記事項は、⊙印のついたものを適用する。⊙印のつかない場合は※印のついたものを適用する。⊙印と※印のついた場合は、共に適用する。
　3）特記事項に記載の［　］、＜　＞及び（　）内の表示番号は、それぞれ「解体共通仕様書」、「改修標準仕様書」及び「標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	① 一般事項	⊙ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合には、監督職員に報告の上、指示に従うこと。 ⊙ 請負業者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。 ⊙ 施工体系図を現場に掲示すること。 ・ 工事着手前及び完成時に，以下に示す調査範囲の近隣家屋等の内外の状況（地盤，擁壁，内外壁，床，建具等）を調査・記録し，報告書を監督職員に提出すること。 調査範囲　※　図示
	② 適用基準等	※　公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版(監修：国土交通省) ※　建築工事標準詳細図　最新版(監修：建設大臣) ※　敷地調査共通仕様書　最新版(監修：建設大臣) ※　建築鉄骨設計基準及び同解説　最新版(監修：建設大臣) ※　公共建築改修工事標準仕様書　最新版(監修：国土交通省) ※　公共建築工事(及び改修工事)標準仕様書(電気設備工事編)　最新版(監修：国土交通省) ※　公共建築工事(及び改修工事)標準仕様書(機械設備工事編)　最新版(監修：国土交通省) （注：監修欄「国土交通省」は国土交通省大臣官房官庁営繕部を、「建設大臣」は建設大臣官房官庁営繕部を示す）
	③ 設計図書の優先順位	1．質疑回答書　2．現場説明事項　3．特記仕様書　4．設計図 5．工事共通仕様書
	④ 工事実績情報(CORINS)の登録	**・　適用する（請負精算額が500万円以上の場合）**　[1.1.4] 受注時、変更時及び工事完成時にあらかじめ監督職員の確認を受け、契約締結後及び工事完成後の10日以内に登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督職員に提出すること。 ⊙　適用しない
	⑤ 官公庁その他の手続き	工事に必要な官公庁その他の手続きは、すべて請負者が費用負担の上、代行して遅延なく行うこと。
	⑥ 特別な材料の工法	設計図書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。
	7．周辺調査	※　工事着手前に、近隣家屋等の現状調査及び写真撮影を行い、トラブルの起きないように配慮すること。 ・　別紙近隣家屋等事前事後調査仕様書に基づいて、家屋調査を行う事。 家屋調査は工事請負契約締結後速やかに調査業者を決定し、調査に関する必要書類を事前提出し監督職員の承認を得たうえで調査を開始すること。 調査業者は、本年度の門真市の測量・建設コンサルタント・調査等委託業務の入札参加資格者として「補償コンサルタント」に登録しており、かつ、第1希望を「補償業務」としている者とする。
	⑧ 施工体制台帳等の作成・提出	[1.1.5] ※　請負者は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従うこととし本工事を施工するために下請契約を締結した場合は、施工体制台帳（下請契約書等添付）及び施工体系図を作成し、その写しを監督職員に提出しなければならない。
	⑨ 設備工事との取合い	施工範囲 ※　図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強 ※　図示した壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ※　駆動装置が電動による建具類の二次配線及び操作スイッチ ※　自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 施工図 設備機器の位置、取合等の検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。
	⑩ 関係法令等の遵守	工事の施工に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、[1.1.13] 工事の円滑な進行を図ること。
	⑪ 実施工程表	※　工事の着手に先立ち、全体実施工程表を作成し、[1.2.1] 監督職員の承諾を受けること。 ※　全体実施工程表の補足として、週間及び月間工程表を監督職員に提出する。
	⑫ 工事工程報告	※　日報の提出については監督職員の指示による。 ※　週報は毎週（・定例打合せ時　・月曜　・　　）に監督職員に提出する。
	⑬ 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、‹1.2.3› 発注者に移譲される。
	⑭ 工事写真	[1.2.3] ※　工事写真の撮り方（改訂２版）建築編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によるほかは監督職員の指示による。 ※　下記のものを監督職員に提出する。

		部数	分類・規格	原版の大きさ(mm)
着工前		1	※カラーサービス版	※　24×36以上
工事中		1	※カラーサービス版	※　24×36以上
完成時	室内（　）箇所	1	※カラーサービス版 ○カラーキャビネ版	※　24×36以上 ○　60×70以上
	外観（　）箇所	1	※カラーキャビネ版 ○カラーパネル半切	○　24×36以上 ※　60×70以上

※　工事着手前から工事完了までの各工程ごとに、上空アングルの定点写真の撮影を行うこと。
・　アルバム製本１冊、白表紙金文字（Ａ４ワイド）、データ共提出。
※　写真の著作権・使用権は市に移譲する。
※　デジタル写真の撮影にあたり、完成写真については有効画素数300万画素程度、工事写真は有効画素数130万画素程度とし、黒板の文字等の内容が判読できる精度を確保するものとする。
※　完成写真撮影場所は、監督職員の指示による。
・　完成写真撮影業者は、監督職員の承諾する撮影業者（建築写真専門業者）とする。

⑮ 電気保安技術者
・　適用する　　※　適用しない　[1.3.3]

⑯ 境界杭水準基準の承認
　隣地及び道路との境界、水準基準は工事着手と同時にこれを確認し、境界杭の埋没倒壊、滅失のおそれある箇所は十分に養生、並びに保存を行う。
　なお、位置不明の場合は監督職員、隣地所有者及び関係官公署立合いの下に定める。

⑰ 施工条件
※　施工時間は次による。[1.3.5]
　施工時間
　　本工事の施工は、本市の休日（日曜日、土曜日、祝日）及び夜間に作業を行ってはならない。
　　施工時間は、原則午前９時から午後５時までとする。
　施工時間の変更
　　受注者は、本設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する特別な理由がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
　休日又は夜間の作業連絡
　　受注者は、本設計図書に施工時間が定められている場合で、本市の休日または夜間に作業を行うにあたっては、事前にその理由を付した書面を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
　提出書類
　・休日・夜間作業届

※　敷地内は完全禁煙を実施しているため、工事関係者の喫煙については、敷地外で行うことを原則として施設管理者及び監督職員と協議を行い、決定した内容を遵守すること。

※　受注者事務所を設置する場合は、建築基準法を遵守した鉄筋コンクリート基礎への緊結を行うこと。
　設置場所については、監督職員の承認を得ること。

⊙　受注者は、工事着手前に市と共に工事の近隣説明会を実施する事。
　その際の配布・掲示資料の作成・設営は受注者負担とする。
　仮囲い設置等の仮設工事も近隣説明会実施後とする。[1.3.11]

・　市は本工事に伴う周辺家屋調査を別途発注しており、周辺に振動を与える恐れのある重機の搬入及び使用は、当該家屋の事前調査終了後とする。
　なお、当該家屋の事前調査終了は、平成○○年○○月○○日としているが、調査の進捗に伴う本工事着手日については監督職員の指示に従うこと。
　また、当該家屋の事後調査は本工事の重機使用完了後に予定しており、事後調査開始予定日を平成○○年○○月○○日としているため、本工事の重機使用期間はこれらを考慮して計画すること。

※　その他、施工に関する特記事項は下記による。

・　隣地の復旧時は監督職員と調整の上、行うこと。

・

⑱ 施工中の安全確保
[1.3.6]
※　建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等に定めるところによるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事等編)に従うとともに、建築工事安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。
※　地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告すること。
※　工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応すること。
※　現場周辺の道路は監督職員及び道路管理者の指示に従い常に良好な維持管理及び復旧を行うこと。
※　本工事に関して人命あるいは、周辺の土地建物等に対する損失及び危害その他、問題の生じた場合は、全て請負者において解決すること。
※　本工事敷地境界線上に、騒音計測器及び振動計測器（各２箇所）を設置し、公衆の見易い場所に測定値を掲示し、書面にて監督職員に提出すること。
　設置場所については、事前に監督職員の承認を得ること。
※　騒音レベル及び振動の計測値が、騒音・振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める値以下となるように、工事を行うこと。
※　水路は良好な維持管理を行い敷地内外に危害を与えないよう留意する。

⑲ 発生材の処理等
[1.3.10]
※　発生材のうち、発注者に引渡しをするものは以下とする。

種類	引渡しの方法等

※　吹付けアスベスト等の除去については解体共通仕様書[6.1.1～6.5.4]を参照すること

発生材の処理
　・　特別管理産業廃棄物（　　）
　　受入れ施設名・所在地(km)
　・　現場において再利用を図るもの（　　）
　・　現場において再生資源化を図るもの（　　）
　※　指定副産物の搬出
　　以下の副産物について場外搬出により再生資源化を図ること

種類	受入施設名	所在地（Km）	備考
・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊	**大阪産業廃棄物リサイクル処分センター**	**大阪市平野区瓜破南2-4-47** （23km）	
・建設発生木材			
・コンクリートから成る建設資材			
・			

※　指定副産物の処分地
　・指定地処分　（　　）
　※自由処分　（　最寄りの再資源化施設へ搬出すること　）

・　指定副産物以外の搬出
　※構外搬出適切処理
・　特別管理産業廃棄物の処理　（　　）

※　その他の廃棄物（安定型）
　・指定地処分　（　　）
　※自由処分　（　最寄りの再資源化施設へ搬出すること　）

種類	受入施設名	所在地（Km）	備考

　上記の処理、処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、上記によらない場合は、監督職員と協議すること。
　また、処理、処分に先立ち処分場等の受入の可否を確認すること

※　処理計画書等の提出
　・再生資源利用促進計画書、実施書を"建設ﾘｻｲｸﾙ報告様式(ｴｸｾﾙ)"により作成し、提出用ﾌｧｲﾙﾃﾞｰﾀと共に提出すること。
　建設発生土及び建設副産物処理計画書、報告書 を提出すること。
　なお、様式は国土交通省のHPより取得すること。
※　産業廃棄物の運搬に際しては、「門真市過積載防止対策要領」（７その他参照）を熟読及び遵守し、過積載が無いよう、努めなければならない。

20．発生材の処理等（ｱｽﾍﾞｽﾄ成形板）
※　施工調査
　・　処理を行う範囲
　　※　図示　（仕上げ表及び各図面参照。床・壁・天井毎に種別を確認）
　　・　指定箇所（　　）
　　・　全ての室
　・　アスベスト成形板の撤去に当たり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。調査結果は図面により記録し監督職員に提出する。
　(1)　アスベスト成形板使用部位の確認
　　記載上の成形板及びその使用範囲以外についても監督職員と協議の上確認を行うこと。
　(2)　アスベスト成形板の種別、厚さ等の確認
　(3)　アスベスト成形板使用数量の確認
　(4)　施工範囲等の確認
※　確認方法
　※　成形板の製造年等の確認　　・　Ｘ線解析法
※　処理方法
　・　「非飛散性ｱｽﾍﾞｽﾄ廃棄物の取扱いに関する技術指針」に従い、あらかじめ処理計画書を作成し、適切に解体処分等を行うこと。
　・　その他、解体共通仕様書[6.1.1～6.5.4]を参照すること

㉑ 事故報告
‹1.3.10›
　工事の施工中に事故が発生した場合は，直ちに監督職員に通報するとともに，別に指示する「事故報告書」を指示する期日までに監督職員に提出する。

㉒ 建築材料等
環境への配慮 ‹1.4.1›
※　本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては，揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。

材料の品質等 ‹1.4.2›
※　本工事に使用する材料は，設計図書に定める品質及び性能を有するものとし，その材料にJIS又はJASのマークの表示のある場合を除いてその品質及び性能を有することの証明となる資料を提出し監督職員の承諾を受ける。
　特定のものが特記された場合は，設計図書に規定するもの又は，これらと同等のものとする。ただし，同等のものとする場合は，監督職員の承諾を受ける。

※　ホルムアルデヒド仕様
　使用する材料のホルムアルデヒド仕様は以下のとおりとする。
　ホルムアルデヒド放散量　規制対象外　の場合
　＜該当する建築材料＞
　　1）ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆品
　　2）建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品
　　3）次の表示のあるＪＡＳ適合品
　　　a．非ホルムアルデヒド系接着剤使用
　　　b．接着剤等不使用
　　　c．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用
　　　d．ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
　　　e．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用

23．施工調査
※下表に示す項目について、施工に先立ち施工数量調査を行う。[1.4.2]
＜施工数量調査＞

調査項目	調査範囲	調査方法	成果品

・　既存部分の破壊を行った場合の補修方法は、図示による。‹1.5.3›

24．設計ＧＬ
※　図　示　　・　現状平均地盤高　　・設計ＧＬ＝現状ＧＬ

㉕ 技能士
・　下表で技能士を適用することとした職種に、１級又は単一級技能士を配置する。‹1.6.2›
※　下表で技能士を適用することとした職種に、１級、２級又は単一級技能士を配置する。
・　下表で技能士を適用しないとした職種でも、技能士の配置に努めること。
・　技能士に代わる者による施工の場合は監督職員の承諾を得ること。
※　該当する作業がある以下の職種（作業）の全て

工事種目	技能検定職種（技能検定作業）
仮設工事	・とび（とび作業）
鉄筋工事	・鉄筋組立作業
コンクリート工事	・左官作業　・型枠工事作業 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送工事作業
鉄骨工事	・構造物鉄工作業　・とび作業
ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事	・金属製ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工作業 ・ｶﾞﾗｽ工事作業　・ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業
防水改修工事	・防水施工（・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ防水工事作業 ・ＦＲＰ防水工事作業　）
外壁改修工事	・左官(左官作業)　・タイル張り(タイル張り作業) ・樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業) ・塗装(建築塗装作業)
建具改修工事	・サッシ施工（ビル用サッシ施工作業） ・ガラス施工（ガラス工事作業） ・自動ドア施工（自動ドア施工作業）
内装改修工事	・内装仕上施工（・プラスチック系床仕上工事作業 ・カーペット系床仕上作業 ・木質系床仕上工事作業 ・ボード仕上工事作業 ・鋼製下地工事作業　）
	・表装（壁装作業）
塗装改修工事	・塗装（建築塗装作業）
耐震改修工事	・鉄筋施工(鉄筋組立作業) ・型枠施工(型枠工事作業)　・とび(とび作業) ・コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)
コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	・ブロック建築（コンクリートブロック工事作業） ・ＡＬＣパネル施工（ＡＬＣパネル工事作業）
石工事	・石材施工（石張り作業）
タイル工事	・タイル張り作業
木工事	・大工工事作業
金属工事	・鋼製下地工事作業　・内外装板金作業
左官工事	⊙左官作業
排水工事	・配管（建築配管作業）
舗装工事	・路面表示施工（・溶融ﾍﾟｲﾝﾄﾊﾝﾄﾞﾏｰｶｰ工事作業 ・加熱ﾍﾟｲﾝﾄﾏｼﾝﾏｰｶｰ作業　）
植栽工事	・造園（造園工事作業）
屋根及びとい工事	・建築板金（内外装板金作業）　・スレート工事作業 ・かわらぶき（かわらぶき作業）

備考
サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)

株式会社　建綜研
一級建築士事務所　大阪府知事登録（ヌ）第8143号
一級建築士　大臣登録　第84812号　門内　穂

門真市 まちづくり部 公共建築課

図面名称	特記仕様書(1)	縮尺	-	図面番号
工事名称	上馬伏分隊車庫解体工事	日付	R8.7	A-02

1 一般共通事項

㉖ 完成図等 <1.8.1><1.8.2><1.8.3>
- ・ 完成原図 1部
- ・ 白焼２つ折製本 1部
- ・ 白焼縮小（Ａ３版）２つ折製本 1部
- ・ 完成図面電子データ（ＤＶＤ） 1枚
（JWW、DXF形式及びPDF形式（解像度300DPI程度））
- ⊙ 建築物等撤去後の杭等土中埋設物状況図(施工後) 1部（ＣＤ共）

㉗ 工事書類提出 ※ 以下の工事書類を適宜監督職員に提出すること

（着手前）
総合施工計画書（安全衛生管理体制届、防火統括責任者届、火元責任者届、工事監理体制表、緊急時連絡体制表、緊急連絡先一覧表、全体工程表）、工種別施工計画書、技能士届書ほか

（随時）
月間工程表、週間工程表、工事週間報告書、日報、休日夜間作業届、下・本検査指示書、指示連絡事項応答書、打合せ記録（随時・定例・分科会）使用材料品届、使用材料同等品審査願、処分地届ほか

（完成時）
工事写真、警備日誌(写)、現場出入車両記録、出荷証明書、現場決議書全体工程表（実施）、竣工図、工事引継ぎ事項一覧表ほか

※ その他監督員の指示する工事書類一式

㉘ 工事検査 ※ 杭や基礎等の地中埋設物の撤去状況を、工事写真等の書面で確認できない若しくは建築物等の上部構造におけるコンクリートガラ等の処分量に疑義があると監督職員が判断した場合、請負者は監督職員の指示に従い敷地の任意の箇所を重機等で掘り起し、地中埋設物の撤去完了又はコンクリートガラ等の不法投棄が無いことを示さなければならない。
この場合に必要な資機材、労務等は請負者負担とする。

※ 請負者は竣工検査に立会し、手直し等がある場合は契約期間内の監督職員が指定する期日までに完成させ、再検査を受けること。

29. 機械警備センサー 機械警備センサーの撤去等は下記業者に依頼すること。

㉚ 火災保険等 工事目的物(撤去含む)及び工事材料等について，次により保険に付し、保険証書の写しを監督職員に提出すること。
保険の種類 ※ 火災保険 ※ 建設工事保険 ※ 賠償責任保険
※ 法定外の労災保険
（法定外労災補償[建設共済等]、労働災害総合保険、傷害保険 等）
保険期間 ※ 工事着手から工事目的物引き渡し(撤去完了)まで

2 仮設工事

① 仮囲い ※ 設ける ・ 設けない
仮囲いの位置及び延長は図示による。
・万能鋼板（H= ） ・波形鉄板（H= ） ・単管シート（H= ）
・シートゲート（H= ，W= ）× 箇所 ⊙ガードフェンス

② 交通誘導員 ※ 配置する（ 常駐 1人× 10日＝ 10人日 ）
※ 配置する（ ）
・ 配置しない

3．揚重機械器具 ・ トラッククレーン（ t吊り）× 日
・ （ t吊り）× 日

④ 工事表示板 ※ 設置する（設置枚数 各１枚）
以下のものを工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示する。
建設業許可標識（解体工事業者登録票）、労災保険関係成立票
施工体系図、現場事務所の電話番号、週間工程表
建設リサイクル法通知済みシール、計画通知の確認済証
建退共制度の適用標識、アスベスト施工に関する事前調査結果
・ 設置しない

⑤ 足場その他 内部足場 ※ 脚立、足場板等 ・棚足場 <2.2.1>[2.2.2]
外部足場 ※ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種 <表2.2.1>
・ Ｄ種 ・ Ｅ種
防護措置 ※ 設ける ・メッシュシート ・防音シート ※防音パネル
・垂直養生ネット ※防護棚(朝顔) ・
・ 設けない
材料の運搬 ・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種 <表2.2.2>
・ Ｄ種 ※ Ｅ種

※ 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月策定）」によるものとし、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。

6．養生 固定備品、机、家具等の移動 ※ 行う(図示) ・ 行わない <2.3.1>
既存ブラインド・カーテン等の養生及び保管
※ 行う(図示) ・ 行わない
養生の方法 ：
保管場所 ：

7．仮設間仕切り ※ 設ける(図示) <2.3.2><表2.3.1>
※ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種
・ 木下地 ※ 軽量鉄骨
せっこうボード厚 ※ 9.5 ・12.0 ・12.0+9.5
仮設扉 ※ 有 ・ 無
※ 片開きW750（２箇所） ・両開きW1500（ 箇所）
・ 木製 ・ 鋼製 ※ アルミ製

⑧ 監督職員事務所 受注者事務所 監督職員事務所 [2.3.1]
⊙ 設けない（受注者事務所に打合せ会議室を確保する）
・ 設ける（規模 20㎡程度 受注者事務所と同棟 ※可 ・否）
備品（ 養生の方法 ： ）
※受注者事務所を設置する場合は、建築基準法を遵守したコンクリート基礎への緊結を行うこと。設置場所については監督職員の承諾を得ること。

⑨ 工事用水 構内既存の施設 ・ 利用できる（※有償 ・無償） ※ 利用できない
※ 工事仮設用として上下水道局と契約するものとする。

⑩ 工事用電力 構内既存の施設 ・ 利用できる（※有償 ・無償） ※ 利用できない
※ 溶接などの消費電力の大きな機器を除く
※ 工事仮設用として電力供給会社と契約するものとする。

⑪ 工事用通路 ⊙ 指定しない ・ 指定する（図示）

12. その他の仮設 ・

3 解体施工

① 一般事項
※ 解体工法は，低振動・低騒音型の機械器具等の選定を心がけ，防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉塵の防止に努めること。

※ 解体工事用重機、仮設材等の工事車両搬入出時も同様に、近隣住民に配慮し安全確保、騒音振動の減少に努めること。

※ 解体工事の実施に先立ち、事前に解体建物の立地条件や周辺状況を調査し、現場を十分熟知の上施工を行うとともに、作業員及び周辺の安全確保、環境保全に努めること。なお不明な点は、監督職員と適時協議打合せを行い、その指示に従うこと。

※ 解体工事に先立ち、最初にシーリング材（PCB含有ﾎﾞﾘｻﾙﾌｧｲﾄﾞｼｰﾘﾝｸﾞ）の撤去工事を行うこと。保管場所については監督職員の指示に従うこと。

※ 供給設備の撤去に当たっては事前調査を行い、必要な手続きが完了した後、施工を行うこと。

※ 洗車設備を１ヶ所以上設置する。ただし、工事車両の出入口を2箇所以上設置する場合は、当該箇所ごとに追加設置すること。

※ 基礎部分は特記無き限り杭を含め完全に掘り起こし撤去すること。

※ 解体材の焼却等一切の火気を禁ずる。

※ 作業場内には高圧散水機を設置し、解体・分別・積込みの作業重機毎に、散水者を配置し常に防塵に努めること。また敷地周辺に粉塵の飛散無きよう、作業前から解体物や仮置ガラ等を十分に湿潤した上で、散水者による放水を行いながら施工すること。散水ノズルを固定した無人の散水は認めない。

※ 粉塵の飛散が特に多い場合、又は監督職員の指示がある場合は、解体分別・積込みの作業重機毎に、散水者を2名配置し防塵強化に努めること。

② 施工計画書等 総合施工計画書・仮設計画書等は，工事契約後速やかに監督職員に提出し，監督職員の承諾を得ること。

3．事前措置 【害虫駆除】 [3.2.1]
※ 建築物等の解体に際して、周辺環境に害虫等による影響が予想されるため仮囲い設置完了後、撤去作業前に建物の内外に以下に示す薬剤を散布しゴキブリ等の害虫駆除及び移動防止を図る。

薬剤の種類	成分：フェニトロチオン（乳剤、粉剤とも）
乳 剤	10%濃度、10～20倍希釈液を50ml/m2噴霧。建物内部、建物外周
粉 剤	1.5%濃度、20g/m2散布。仮囲い内側

※ 駆除方法は次による。
（１）薬剤使用によるペット類の事故等周辺住民に迷惑がかからないよう駆除前に注意書の配布、掲示等でお知らせを行う。
（２）雨天時、強風時は駆除作業は行わない。
（３）駆除作業の完了後は、終日養生に努める。
（４）駆除作業者は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく登録業者とする。
（５）駆除作業の完了後、速やかに上記業者から衛生害虫駆除作業記録表を提出させる。

【電気・機械設備類】
※ 給水管、ガス管、ケーブル等の供給管等の切断は次の(i)及び(ii)による。
（i）切断は解体に支障がない位置で適切に行い、給水管、ガス管等は一次側をプラグ止めするなど止水又は漏えい防止措置を講ずる。
また切断位置は明確にし、記録を監督職員に提出する。
（ii）新たに配管、配線等の切回しが必要となる場合は、監督職員と協議する。

※ 給水本管(直圧部)の閉栓等については、門真市水道事業供給条例に基づく施工者で施工のこと。

※ 電気設備のコンデンサ等は、残留電荷の放電を行う。

※ 蓄電池等は、充電状態の確認を行い、短絡等による事故発生を防止する。

※ 衛生器具等は十分に洗浄を行い、汚水、汚物等による異臭の発生を防止する。

※ ガス閉栓及びメーターに関する施工は「ガス事業法」に基づく事業者の責任施工とする。

※ 次のものは撤去前に内容物の回収を要する。
廃油、各種冷媒、廃酸、廃アルカリ

※ 特定製品に係わるフロン類の改修及び破壊の実施確保に関する法律に基づき適切に処理すること。

④ 解体方法 解体撤去の施工に先立ち、分別解体等を適切に遂行するための具体的手段と方法等を明示した施工計画書を作成し監督員に提出すること。
建築物の解体撤去に当たっては分別解体等を行う事とし、解体方法は次のとおりとする。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工技術上これによりがたい場合は、監督員の指示による。 [3.3.1-2]

解体の対象	解 体 方 法
建築設備、内装材、屋根葺材等	※手作業 ・手作業、機械作業の併用
外装材、躯体、基礎及び杭、構内舗装等、地下埋設物及び埋設配管	・手作業 ※手作業、機械作業の併用

5．内装材 内装材は、次の(1)から(6)に分別解体する。 [3.5.1]
(1) 木材
(2) 鋼製建具、アルミ製建具、ＳＵＳ製建具
(3) せっこうボード
(4) ＡＬＣパネル
(5) 壁、天井材等の金属下地
(6) その他の内装材等

⑥ 外装材 外装材は、次の(1)から(8)に分別解体する。 [3.6.1]
(1) ＡＬＣパネル
(2) 押出成形セメント板
(3) メタルカーテンウォール
(4) ＰＣカーテンウォール
(5) ガラスカーテンウォール
(6) ガラス
(7) 建具
(8) その他の外装材

⑦ 躯体 躯体は、次の(1)から(5)に分別解体する。 [3.8.1-2]
(1) コンクリート
(2) 鉄筋
(3) 鉄骨
(4) 木材
(5) その他の構造材

・コンクリート等の撤去作業については、原則、油圧式の圧砕機を使用し、低騒音、安全で能率的な作業方法により順次解体すること。

8．杭 杭の解体 [3.9.2]
・ 行う （・杭頭から mまで ※ 全長 ）
・ 行わない 存置した杭については杭芯位置を実測し、記録を監督職員に提出すること。

杭の解体工法
・ 引き抜き工法 （・ 振動 ※ ケーシング ・ ）
・ 粉砕による解体
※ 杭引抜き跡には、地盤の安定を維持するため山砂等を充填する。

9．樹木等 樹木の伐採伐根及び移植 [3.10.1]
・ 行う（図示による）
樹木の撤去は、特記なき限り根株を含めて掘り起こし、場外搬出処分とする。

10. 地下埋設物の埋設配管 地下埋設物及び埋設配管の解体 [3.11.1]
・ 行う（図示による）

11. 解体後の整地 ・ 解体後の埋戻し及び盛り土 [3.12.1]
・ 行う
埋戻し及び盛土の材料 (3.2.3)(表3.2.1)
・ Ａ 種 ※ Ｂ 種 ・ Ｃ 種 ・ Ｄ 種
なお、埋戻し及び盛土は、各層３００mm程度ごとに締め固める。
埋戻し範囲 ・
※ 図示による
整地の高さ
※ 現状ＧＬ
・ 図示による
・ 周辺への土砂流出を防ぐため、敷地周囲２ｍは再生砕石敷き(t40)とする。

12. 排水 解体整地後の雨水排水措置として、敷地の四隅から中央にかけ溝掘りを行い、簡易的な桝の設置及び公共下水道への排水接続を行うこと。

13. 廃家電品 ・ 処分有 ・処分無
廃家電処理の全過程を確認するため、請負者は「家電リサイクル券システム」を採用し監督員に原本照合を受け、写しを提出すること。

廃 家 電 の 種 類	個 数 （ヶ）
エアコン	
テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）	
冷蔵庫・冷凍庫	
洗濯機・衣類乾燥機	

4 建設廃棄物の処理

① 運搬及び処分の委託 [4.3.1]
建設廃棄物の運搬及び処分の委託契約は、廃棄物処理法の規定により、委託先ごとに、個別に書面で行う。
建設廃棄物の処理の委託に当たっては、マニフェストを交付し、最終処分が終了したことを確認する。

② 再資源化等 次の建設廃棄物は「発生材の処理」[1.3.10]によるものを除き再資源化する。
・建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物
(1) コンクリート
(2) コンクリート及び鉄からなる建設資材
(3) アスファルト、コンクリート
(4) 木材
・金属類
・小型二次電池

5 特別管理産業廃棄物の処理

1．運搬処分及び回収の委託 [5.3.1]
特別管理産業廃棄物の運搬、処分及び回収の委託契約は、廃棄物処理法その他関係法令の規定により、委託先ごとに個別で行う。
特別管理産業廃棄物の処理の委託に当たっては、マニフェストを交付し、最終処分が終了したことを確認する。

2．PCBを含む機器類等 PCB（ポリ塩化ビフェニール）含有機器 ・ 有（数量は図示） [5.4.3]
・ 無
PCB含有シーリング材 ・ 有（施工範囲は図示）[5.4.4]
・ 無
・ PCBを含有する機器等については、飛散、流出がないように適切な容器に納めて適切な場所に保管し、監督職員の指示する門真市保管場所へ移設する。
・ PCB廃棄物の門真市保管場所への移設にあたっては、門真市とPCB廃棄物収集運搬業者の間で、廃棄物処理法に従い書面により委託契約を締結することとし、移設運搬に係る費用については、請負者の負担とする。

3．廃油 [5.4.5]
オイルタンク、オイルサービスタンク、機器類等の廃油は、[5.3.1]により、関係法令等に従い回収し、焼却処分又は中間処理施設で再生処理する。
廃油の回収に際しては、養生を行い土壌への汚染を防止する。

4．廃酸、廃アルカリ [5.4.5]
次の機器に含まれる酸・アルカリの処理は、[5.3.1]によるか又は製造業者に委託して、関係法令等に従い回収し、中和処理、焼却処分又は中間処理施設で再生処理する。なお、適用は特記による。
(1) 吸収冷凍機、直焚き吸収冷温水機等の臭化リチウム水溶液等
(2) 鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液

6 アスベスト含有建材の除去及び処理

1．一般事項
石綿等の取扱については，大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)（以下，「大防法」という。）及び石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)（以下，「石綿則」という。）その他関係法令を遵守すること。

施工調査 <9.1.1(d)>[6.1.2]
・ 行わない
※ 行う 上記記載の法令を遵守し、以下の作業を行うこと。
・事前調査（必要な知識を有する者により行い、調査結果は図面等に記録し，書面により発注者に説明の上，提出・保管すること。）
・特定工事に該当する場合，受注者は届出書の案を作成し，監督職員に提出すること。
調査の結果，設計図書と異なる場合は監督職員と協議する。

調査事項
※ アスベスト含有建材等の使用部位
※ アスベスト含有建材等の種類，厚さ，面積
※ 施工範囲と工事範囲区分
※ 排出等作業の方法

調査結果を公衆に見やすいよう掲示すること。
※ 事業場の名称 ※ 調査結果
※ 建築物等の種類 ※ 調査者及び所属
※ 調査方法 ※ 調査終了年月日
※ 発注者からの通知

アスベスト含有分析 <9.1.1(d)>[6.1.2]
・ 行わない
※ 行う（分析結果は監督職員に提出する。）
調査箇所 ※ 図示 （ ）
分析方法 ※ JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有測定法」による。

材 料 名	定性分析	定量分析
	・（試料数： ）	・（試料数： ）
	・（試料数： ）	・（試料数： ）

アスベスト粉じん濃度測定 <9.1.1(e)>[6.1.3]
・ 行わない。
※ 行う（測定する時期・場所等は下表による）
「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法ー第1部ー
：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差、分散顕微鏡法による。

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）	室 名 等
・	測定１	処理作業前	処理作業室内（注１）	※２点 ・ 点 ※２点 ・ 点	
・	測定２		施工区画周辺又は敷地境界	※２点 ・ 点 ※２点 ・ 点	
・	測定３	処理作業中	処理作業室内（注１）	※２点 ・ 点 ※２点 ・ 点	
・	測定４		セキュリティゾーン入口（空気の流れを確認）	※１点 ・ 点 ※１点 ・ 点 ※１点 ・ 点 ※１点 ・ 点	
・	測定５		負圧・粉じん装置の排出吹出口（除じん装置の性能確認）	※１点 ・ 点 ※１点 ・ 点 ※１点 ・ 点 ※１点 ・ 点	
・	測定６		施工区画周辺又は敷地境界	※１点 ・ 点 ※１点 ・ 点	
・	測定７	処理作業後シート撤去前	処理作業室内	※１点 ・ 点 ※１点 ・ 点	
・	測定８		施工区画周辺又は敷地境界	※１点 ・ 点 ※１点 ・ 点	
・	測定９	処理作業後シート撤去後	処理作業室内	※２点 ・ 点 ※２点 ・ 点 ※２点 ・ 点	
			測 定 点 総 計	点	

注１：周囲状況により上記によりがたい場合は、監督職員と協議する。

（例）アスベスト粉じん濃度測定方法

	測点３	測点１，２，４，６，７，８	測点５
数計機器	位相差・分散顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	２５mm		４７mm
試料の吸引流量	１Ｌ／min	５Ｌ／min	１０Ｌ／min
試料の吸引時間	5min	１２０min	２４０min
試料の透明化	アセトン固定ー有機物灰化ー屈折率浸液法		
計数条件	総合倍率４００倍、アスベスト繊維総数、通常５０視野		
計数アスベスト	幅３μｍ未満、長さ５μｍ以上、アスペクト比（長さ／幅）３以上		
定量限界	５０本／Ｌ	０．４７本／Ｌ	０．３本／Ｌ

記録する項目
ア．測定結果
イ．測定時間
ウ．測定位置（測定高さとともに図面上に記載する。）
エ．サンプリング条件
（メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量）
オ．マウンティング法
カ．顕微鏡視野面積、計数視野数
キ．測定時（各測定場所ごと）の
天候、温度、湿度、外気の風速及び風量

測定機関 <9.1.1(e)>[6.1.3(c)]
都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関

施工記録報告書の提出
1．施工計画書
2．工事記録及び工事写真
3．産業廃棄物処理記録（廃石綿）
4．施工調査等記録（条規施行調査、含有分析、粉じん濃度測定等）
5．作業者の作業記録、各種健康診断記録、安全衛生教育記録
6．その他必要事項

提出部数 ３部作成

6 アスベスト含有建材の除去及び処理

2．除去工事共通事項

専門工事業者 <9.1.2(a)>[6.2.1]
アスベスト含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に相応した技術を有することを証明する書類を監督職員に提出する。

作業主任者の選出 <9.1.2(b)>[6.2.2]
石綿作業主任技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を終了したものの中から、「石綿作業主任者」を選任しなければならない。

除去作業者の教育 <9.1.2(c)>[6.2.3]
作業者は、就業時に石綿則第27条に基づく教育を受けた者とする。
また、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に異常のない者とする。

特別管理産業廃棄物管理責任者の選出 <9.1.2(d)>
排出業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを選任し管理しなければならない。
ただし、アスベスト含有成形板の処理工事を除く。

表示及び掲示
更衣室など見やすい箇所に次の表示及び掲示を行う。 <9.1.2(f)>[6.2.5]
※ アスベスト作業主任者名と職務内容
※ 関係者以外立入禁止
※ 喫煙・飲食の禁止
※ アスベスト有無の事前調査の結果概要
※ アスベストの有害性
※ 取り扱い上の注意事項
※ 使用すべき保護具
※ 「アスベスト除去作業中」の表示

周辺住民の見やすい箇所に以下の表示を行う。
※ 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（労働基準監督署への届出内容、粉じん飛散抑制装置、曝露防止措置等）」

保護具、保護衣 <9.1.2(g)>[6.2.6]
作業内容に応じた、呼吸用保護具、保護めがねを使用すること。

除去したアスベスト含有物の保管、運搬等 <9.1.3(c)><9.1.4(d)><9.1.5(c)>
※ 他の内装材、廃棄物等と分別保管 [6.3.3][6.4.4][6.5.3]
※ 保管場所での飛散防止を施す。また、アスベスト成形版を運搬する場合は、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。
※ アスベスト等の保管場所である旨の表示を行う。

3．アスベスト含有吹付け材の除去

アスベスト含有吹き付け材の除去工事 <9.1.3(b)>[6.3.2]
・ 行う （適用範囲 ・図示 ・ ）
・ 行わない

作業場等の隔離等 <9.1.3(a)>[6.3.1]
・ **外部への飛散防止及び処理を行わないほかの部位の汚染防止のため隔離シートを用いて隔離する。**
・ **作業場は以下によるものとし負圧除じん機にて負圧状態により**飛散防止をすること。

隔離シートの性能

※ 床面	※ 0.15mm以上のプラスチックシート等で二重
※ 壁面	※ 0.08mm以上のプラスチックシート等

ただし、（一財）日本建築センターの「建設技術審査証明事業」による「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術（除去）」の審査証明書（以下、「審査証明書」という。）を取得している工法と同等の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には監督員の承諾を得ること。

セキュリティーゾーンの設置 <9.1.3(a)>[6.3.1]
※ 下表による

適用	室名	状態	
※	更衣室		※ 更衣ロッカー ※ 新品の保護具 ※ 呼吸用保護具保管箱 ※ 洗顔、うがい設備 ・
※	洗浄室	負圧	※ エアシャワー（温水シャワー） ・
※	前室	負圧	・ 高性能真空掃除機 ・ 使用済み保護衣保管かご

ただし、（一財）日本建築センターの「建設技術審査証明事業」による「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術（除去）」の審査証明書（以下、「審査証明書」という。）を取得している工法と同等の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には監督員の承諾を得ること。

除去物及び汚染等 <9.1.3(b)>[6.3.2]
処理方法
※ 密封処理（二重袋梱包）
隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、除じん機フィルタについても密封処理を行う。
・ セメント固化

アスベスト除去工法
・吹付アスベストの除去工法は一般財団法人日本建築センター（ＢＣＪ）の石綿含有建築用仕上塗材の除去処理技術審査証明書（建築技術）を取得した「集じん装置付ﾃﾞｨｽｸｸﾞﾗｲﾝﾀﾞｰ工法（湿式）」とすること。

施工フロー
・下記の手順で吹付アスベスト除去を行うこと。
①事前調査
②粉じん濃度測定（作業前）
③場内清掃・床養生
④仮設足場の設置
⑤作業前点検
⑥駐車位置・給水場・水量の確認
⑦ホース・吸引装置・ろ過システム設置
⑧除去作業、粉じん濃度測定（作業中）
⑨発生材集積・処理
⑩機材、養生材撤収
⑪粉じん濃度測定（作業後）
⑫工事記録作成・保管

アスベスト除去工法
・吹付アスベストの除去工法は集じん装置付ﾃﾞｨｽｸｸﾞﾗｲﾝﾀﾞｰ工法（湿式）とする。

施工フロー
・下記の手順で吹付アスベスト除去を行うこと。
①事前調査
②粉じん濃度測定（作業前）
③場内清掃・床養生
④仮設足場の設置
⑤作業前点検
⑥駐車位置・給水場・水量の確認
⑦ホース・吸引装置・ろ過システム設置
⑧除去作業、粉じん濃度測定（作業中）
⑨発生材集積・処理
⑩機材、養生材撤収
⑪粉じん濃度測定（作業後）
⑫工事記録作成・保管

4．アスベスト含有保温材等の除去

アスベスト含有保温材の除去工事 <9.1.4>[6.4.1]
・ 行う （適用範囲 ・図示 ・ ）
・ 行わない

養生等 <9.1.4(b)>[6.4.2]
※ 養生シート等を用いて区画し、場外への飛散防止を行う。

掻き落とし、破砕、切断による除去方法
※ 行わない
・ 行う（<9.1.3>「アスベスト含有吹き付け材の除去」による）

除去工法 <9.1.4(c)>[6.4.3]
※ 粉じん飛散抑制剤などにより湿潤化したあとに、手ばらしによること。
※ 除去物については<9.1.3(b)>により、密封処理とする。

5．アスベスト含有成形板の処理

アスベスト含有成形板の除去工事 <9.1.5>[6.5.1]
・ 行う （適用範囲 ・図示 ・ ）
・ 行わない

養生 <9.1.5(a)>[6.5.1]
※ 作業場は、養生シート等を用いて区画する。

除去工法 <9.1.5(b)>[6.5.2]
※ 作業場は、散水等により湿潤化し、手ばらしによること。
※ やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿潤化した状態で行うこと。
※ 除去物については、粉じんの飛散防止に努め、特に破砕されたアスベスト含有成形板については、湿潤化の上、丈夫なプラスチック袋に入れる等の飛散防止措置を講ずること。
※ 運搬時の飛散防止の為、丈夫なプラスチック袋等のまま運搬車両に積込みし、処分場所まで運搬すること。

⑦ その他

1．過積載防止対策要領

（目的）
第１条 この要領は、門真市が発注する建築工事の施工において、コンクリートガラ等を運搬する大型自動車（以下「ダンプトラック等」という。）の過積載を防止するため、建設工事請負業者（以下「請負者」という。）に対して行う措置等に関し必要な事項を定め、もって適正かつ円滑な工事の実施に資することを目的とする。

（用語の定義）
第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
(1) コンクリートガラ等とは、コンクリートガラ及び建設発生土をいう。
(2) ダンプトラック等とは、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「ダンプ規制法」という。）第２条第２項及び同法施行規則第１条に規定する自動車をいう。
(3) 過積載とは、道路運送車両法で定められた自動車の最大積載量を超えて貨物等を積載し、運行する違法行為をいう。本要領では、ダンプトラック等について、コンクリートガラ等の積載量が自動車検査証に記載される最大積載量を超えている場合を過積載とする。

（適用の範囲）
第３条 この要領は、本市が発注する建築工事のうち、ダンプトラック等を使用してコンクリートガラ等を運搬する工事に適用する。この場合、設計者は特記仕様書に過積載に関する事項を記載するものとする。

（施工計画書の提出）
第４条 請負者は、施工計画書の作成に当たっては、過積載防止計画として次の各号に定めるところにより記載する。
(1) コンクリートガラ等の運搬量、運搬先（道路略図の添付）、運搬方法、運搬経路、仮置きの有無及び仮置き場所、掘削運搬に係る下請負者名、組織図、その他コンクリートガラ等の運搬に関すること。
(2) 積載量の管理・点検方法、積載量監視責任者氏名、工事関係者への過積載防止の周知・啓発活動、その他過積載の防止対策に関すること。

（工事関係者への啓発）
第５条 請負者は過積載防止をより一層徹底するため、簡便なトラックスケール等の設置並びに工事関係者への周知徹底及び過積載防止への啓発を行うなどして、過積載防止の促進に努めるものとする。

（積載量の管理）
第６条 積載量の管理は、次の各項に掲げる方法による。
２ 請負者は、ダンプトラック等を使用してコンクリートガラ等を場外へ搬出する場合、車両毎に積載量を自重計又はトラックスケール等（以下「自重計等」という。）により計測し、積載量を適正に管理しなければならない。
３ 請負者は、コンクリートガラ等をダンプトラック等に積み込む場合、荷台枠（標準的な10ｔダンプトラックの場合、上限48ｃｍまで）の高さを超えて積み込んではならない。
ただし、建設発生土については、土質条件（比重、含水比、間隙率等）により単位体積重量に変動が見られることから、上記によりがたい場合、請負者は積載量の管理方法について検討し、本市監督職員（以下「監督員」という。）の承諾を得なければならない。
４ 請負者は、コンクリートガラ等が前項の規定を超えて積載されている場合、直ちに減量しなければならない。

（仮置き場の取り扱い）
第７条 請負人が、工事場所からコンクリートガラ等を請負人等のストックヤード等へ一時仮置きし、後日最終処分地へ運搬する場合、仮置き場においても、工事場所と同様に積載量を適正に管理しなければならない。
２ 前条の規定は、前項の規定による場合に準用する。

（記録）
第８条 請負者は、コンクリートガラ等の搬出日ごとに搬出車両記録表（任意書式）を作成し、監督員には定期的に「搬出車両記録報告書」（様式1）により報告する。また、請負者は、工事完成後に工事期間中のすべての搬出車両記録表を監督員に提出するほか、監督員から請求があった場合、直ちに関係資料を提出しなければならない。

（設計数量と搬出数量に差異がある場合の措置）
第９条 搬出車両記録表によるコンクリートガラの総搬出量と設計数量（参考数量）との間に大きな差異があると監督員が判断した場合、請負者は自らの負担により、監督員の指示する場所を探り掘りやその他の方法で、場外搬出すべきコンクリートガラが場内に残っていないことを明らかにするとともに、本市が求める必要な措置に応じなければならない。

（改善措置等）
第10条 請負人は、工事現場及び記録書類等により過積載を確認した場合、原因調査、積載量管理方法の見直し及び過積載防止対策の改善措置について、「改善報告書」（様式２）に記載し、監督員に報告しなければならない。

（請負工事成績項目評定への反映等）
第11条 過積載は法令及び仕様書等の遵守事項に反する行為であることから、請負工事成績項目評定において適正に反映させる。

（契約の変更等）
第12条 改善報告書提出後において、なお過積載が頻繁に行われた場合、現場決議書又は工事請負契約の変更事項とし減額する。

8 その他

1．メーカーリスト

各図面に示すほか、以下の項目は記載のメーカー同等品以上とする。

品目名	会社名	品名
フェンス工事（フェンス基礎含む）	朝日スチール工業（株） エムエム建材㈱ 日鉄住金物産㈱	スチールフェンスＵＮ

備考	株式会社 建綜研 一級建築士事務所 大阪府知事登録（ヌ）第8143号 一級建築士 大臣登録 第84812号 門内 穂	門真市 まちづくり部 公共建築課	図面名称	特記仕様書(3)	縮尺 -
サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)			工事名称	上馬伏分隊車庫解体工事	日付 R8.7

図面番号 A-04

改修前

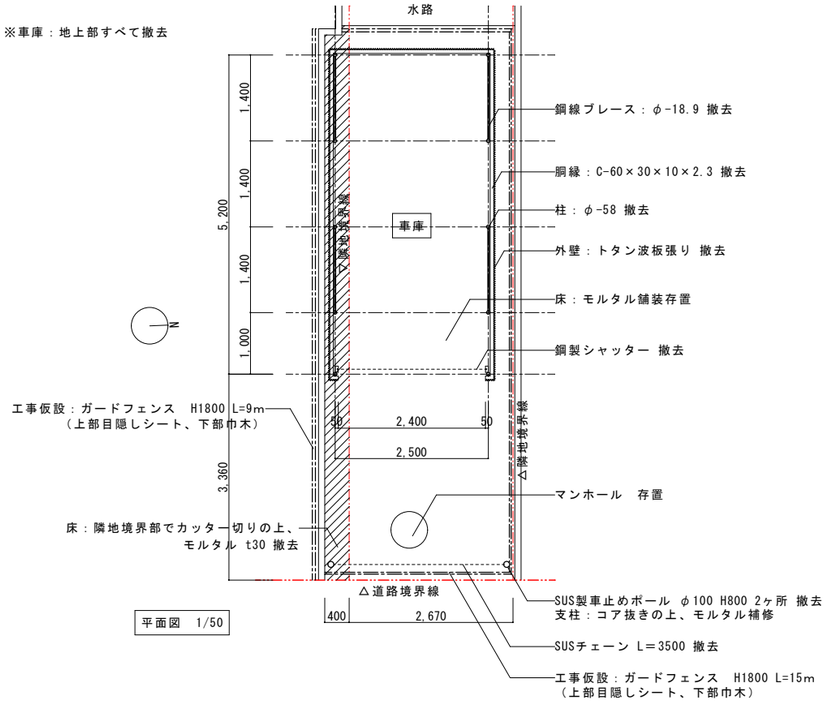

平面図 1/50

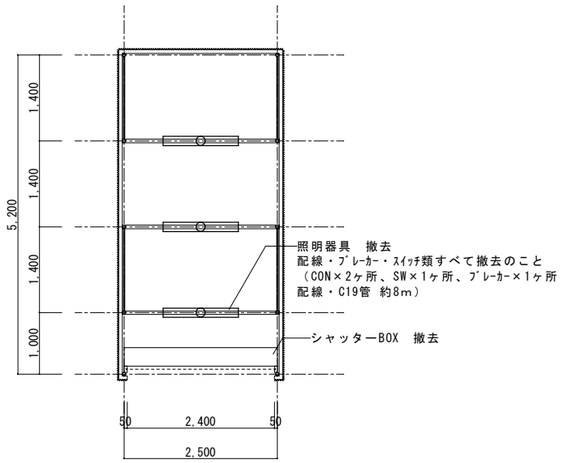

天井伏図 1/50

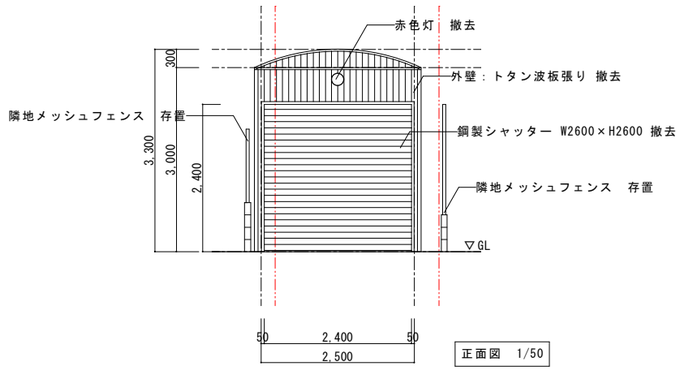

正面図 1/50

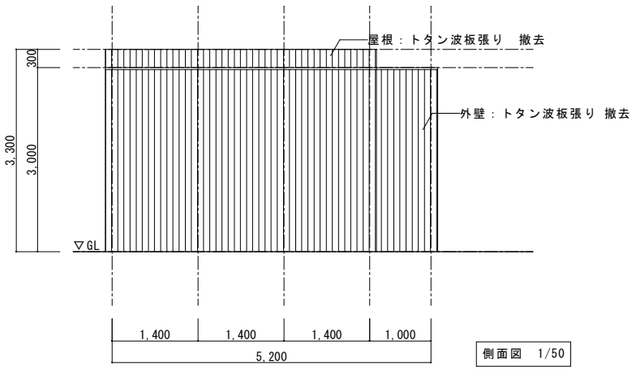

側面図 1/50

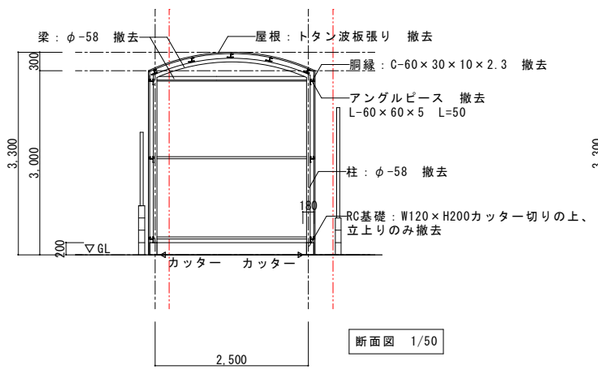

断面図 1/50

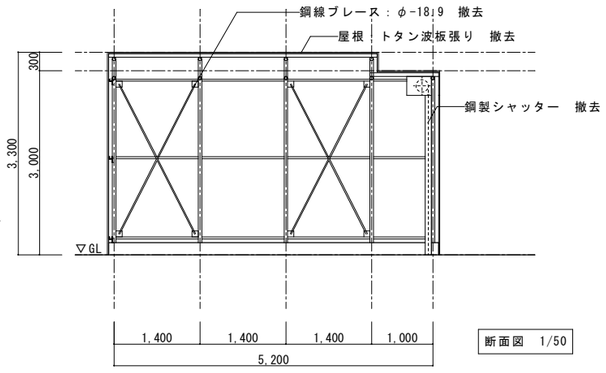

断面図 1/50

改修後

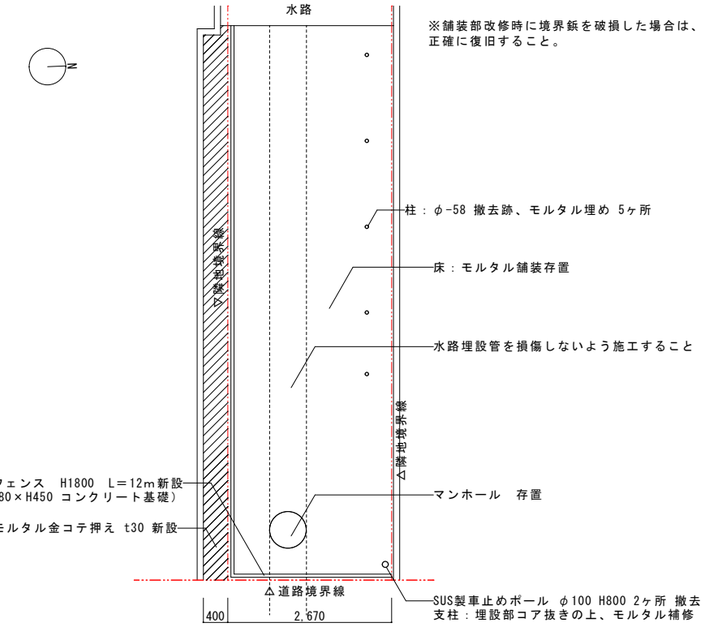

平面図 1/50

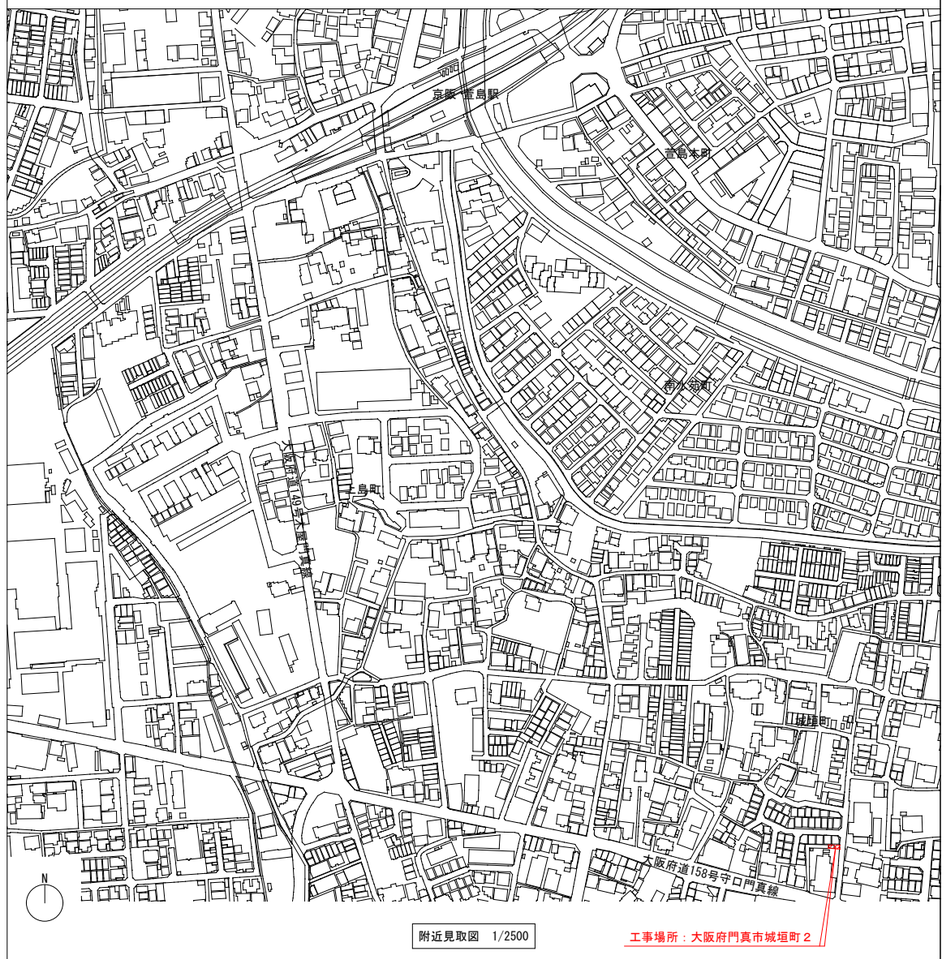

附近見取図 1/2500

工事場所：大阪府門真市城垣町２

備考	株式会社 建綜研 一級建築士事務所 大阪府知事登録（ヌ）第8143号 一級建築士 大臣登録 第84812号 門内 穂	門真市 まちづくり部 公共建築課	図面名称	附近見取図・平面図・立面図・断面図	縮尺	図示	図面番号
サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)			工事名称	上馬伏分隊車庫解体工事	日付	R8.7	A-05